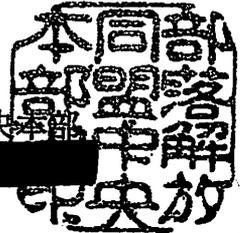


2001年7月10日

福井県知事 栗田 幸雄 様



部落解放同盟中央本部



部落解放同盟福井県連合会



部落問題解決に向けた福井県に対する要求書

冠省

新しき21世紀を迎え、21世紀の早い時期に部落問題を解決することが求められています。幸い、多くの人びとの努力によって昨年12月6日、人権教育及び人権啓発に関する法律（「人権教育・啓発推進法」）が公布・施行されました。本年は、この法律の具体化が求められています。

一方、2002年3月末には、現行の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（「地対財特法」）が期限切れをむかえます。その後、部落問題解決に向けた同和行政並びに国の行政機構の在り方をどうするかが問われています。

その際、今日時点の部落差別の実態を明らかにするとともに、戦後の同和行政の基本を定めた1965年8月の内閣同和対策審議会答申（「同対審答申」）並びに1996年5月の地域改善対策協議会意見具申（「地対協意見具申」）、（自治体レベルの答申なり意見具申で活用できるものがあればそれらも含め）を踏まえた検討がなされなければなりません。

おりしも、昨年4月より、地方分権の推進を図るための関連法律の整備等に関する法律（「地方分権一括法」）が施行され、部落問題の解決をはじめとする人権確立に向けた地方自治体の役割は大きくなってきています。

つきましては、部落差別の現状をしっかりと踏まえ、21世紀の早い時期に部落問題を解決し、差別なき人権が尊重された地域社会を創造していくことを願って、以下の基本的な要求を提出しますので、貴県行政の誠意ある回答を要請します。

記

1. 昨年12月6日公布・施行された「人権教育・啓発推進法」に対する貴県行政の見解を明らかにされたい。特に、衆・参両院の附帯決議を踏まえ、部落差別撤廃の観点から、貴県行政としていかなる「基本計画」の策定を考えているかを明らかにされたい。

- 2, 1996年5月の「地対協意見具申」に対する貴県行政の基本的見解を明らかにされたい。特に「同和問題に関する基本認識」等の中で、以下の諸点を明らかにしたことに対する見解を明らかにされたい。
 - ①部落差別がなお現存し、日本社会の重要な課題であること。
 - ②部落問題をはじめとする日本社会に存在している人権問題の解決が、国際的な責務であること。
 - ③「同対審答申」の精神を踏まえ、部落問題解決に向けて引き続き、国と地方公共団体と国民の一人ひとりが主体的な取組を推進していく必要があること。
 - ④部落問題は過去の問題ではなく、部落問題の解決に向けた今後の取り組みがあらゆる人権問題の解決と結びついている未来に関わった課題であること。
 - ⑤部落問題の解決に向けて、法的整備を含め各般の検討が必要であること。

- 3, 2002年3月末の「地対財特法」の期限切れを展望した、今後の同和行政、人権行政に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

その際、

 - ①1965年8月に出された「同対審答申」では、「部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されなければならない。」と明確に述べられていたこと、
 - ②1996年5月の「地対協意見具申」においても「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の実情や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と指摘されていたこと、
 - ③さらに、「地対協意見具申」では、特別措置から一般施策へ移行するに際して、「既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況を踏まえた上で、これまでの成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。」と移行に際しての条件が示されていたこと、
 - ④総じてこれまでの同和行政の成果を踏まえ、人権行政を創造し、同和行政をその重要な柱としていくことが求められていることを踏まえられたい。

- 4, 2002年3月の「地対財特法」期限切れ後の国としての同和行政、人権行政を確立していくうえで、今日時点の部落差別の実態を全面的に明らかにしていく必要があるが、貴県行政の見解を明らかにされたい。また、大阪府、鳥取県、徳島県、香川県等で昨年部落実態調査が実施されたが、この調査結果からも学んでいくことが必要であるが、この点に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

- 5, 今日時点の部落差別の実態を踏まえ、「同和行政基本方針」並びにこれを受けた「同和行政推進プラン」を策定されたい。また、人権に関する実態を把握し、同和行政を重要な柱と位置づけた「人権行政基本方針」並びにこれを受けた「人権行政推進プラン」を策定されたい。

- 6, これまで部落問題解決に取り組んできた都府県、区市町村の動向をみたとき、これま

2001年 福井県連独自要求事項

1. 実態調査の実施を検討しているが、中身について明らかにされたい。
2. 人権条例の制定を求める。
3. 国連人権教育10年行動計画の実施状況について。
4. 市町村自治体での、国連人権教育10年行動計画の策定を推進されたい。
5. ホームヘルパー資格取得の支援について、で講座を実施してほしい。
6. 事業に関わる造成工事の推進。
7. 県人権センターの活動内容について報告をされたい。

での同和行政なり同和教育の推進に関わった行政機構を人権行政や人権教育を推進していくための行政機構へと拡充し、その上で同和行政なり同和教育を推進していくセクションを明確に位置づけているところが増加している。貴県行政としても、これまでの同和行政の取り組みを踏まえ、これを人権行政へと発展させ、その上で同和行政を引き続き推進していくための行政機構を整備する必要があるが、この点に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

- 7, 2001年5月15日時点で、10府県で11、市町村段階では682の部落差別撤廃・人権条例、人権のまちづくり条例が制定され、同和行政や人権行政を推進していくための基本方針並びに推進プランが策定されてきている。これに対する貴県行政の見解を明らかにするとともに、速やかに貴県行政としても同様の条例を制定されたい。(条例が制定されている自治体の場合は、審議会の開催、計画の策定等その具体化を求める。)

また、地方自治体の取り組みを支援するとともに、国レベルにおいても部落差別撤廃・人権確立、人権が尊重された日本社会を創造していくための法制度の整備が求められているが、これに関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

- 8, 以上の要求のほか、福井県連独自の基本要求进行、別紙に追加する。

以上

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟中央本部）

13. 8. 21

要 求 項 目	回 答
<p>1 「人権教育・啓発推進法」に対する貴県行政の見解を明らかにされたい。</p> <p>特に、衆・参両院の附帯決議を踏まえ、部落差別撤廃の観点から、貴県行政として、いかなる「基本計画」の策定を考えているかを明らかにされたい。</p>	<p>人権教育・啓発に関する施策を推進するうえにおいて、基本となる「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は、これまで独自に人権教育・啓発を行ってきた地方公共団体にとって意義深いものがあると考ええる。</p> <p>本県においては、人権を尊重する社会を実現するという理念のもと、平成11年に人権教育・啓発に関する事項を盛り込んだ「人権教育のための国連10年」福井県行動計画を策定しており、平成12年に制定された本法律に定める「基本計画」と位置付けられる内容と認識しているが、平成13年度中に策定される国の基本計画を踏まえて見直しを行い、さらに充実した施策について検討していきたい。</p>

2. 地対協意見具申に対する貴県行政の基本的見解を明らかにされたい。

特に、「同和問題に関する基本認識」等の中で、以下の諸点を明らかにしたことに対する見解を明らかにされたい。

- ① 部落差別がなお現存し、日本社会の重要な課題であること。
- ② 部落問題をはじめとする日本社会に存在している人権問題の解決が、国際的な責務であること。
- ③ 同対審答申の精神を踏まえ、部落問題解決に向けて引き続き、国と地方公共団体と国民一人ひとりが主体的取り組みを推進していく必要があること。
- ④ 部落問題は過去の問題ではなく、部落問題の解決に向けた今後の取り組みがあらゆる人権問題の解決と結びついている未来に関わった課題であること
- ⑤ 部落問題の解決に向けて、法的整備を含め各般の検討が必要であること

本県としては、地対協意見具申は同和問題の早期解決に向けた方針が示されたものと認識している。

- ① 地対協意見具申では、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在していると述べられている。本県においても、残念ながら、差別事象が発生したという事実を厳粛に受け止めており、今後も、差別意識の解消にむけた教育・啓発を、より一層、積極的に推進してまいりたい。
- ② 21世紀は人権の世紀といわれており、本県としては、国、市町村との連携のもと、同和問題をはじめとする人権問題を一日も早く解決できるよう努力したい。こうした努力により、わが国が国際社会から高い評価を得られるものと考えている。
- ③ 基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要があることから、本県としては、教育・啓発を通して、県民意識の高揚を図り、同和問題の解決に向け努力していきたい。
- ④ 同和問題は過去の課題ではなく、今なお、わが国固有の人権問題と認識しており、人権教育のための国連10年福井県行動計画においても、重要な柱と位置付けている。本県としては、今後とも、同和問題をはじめ人権問題の解決に向け積極的に取り組んでまいりたい。
- ⑤ 同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて人権教育啓発推進法がすでに施行されているところである。また、本年5月、人権擁護推進審議会から「人権救済制度の在り方について」の答申がなされたところである。県としては、全日本同和对策協議会などを通じて、人権救済機関の組織体制や関連する法制度の早期整備を国に要望している。

3 地対財特法の期限切れを展望した、今後の同和行政、人権行政に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。その際

- ① 同対審答申では、「部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されなければならない。」と明確に述べられていたこと、
- ② 地対協意見具申においても、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の実情や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と指摘されていたこと
- ③ 地対協意見具申では、「特別措置から一般施策に移行するに際して、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況を踏まえた上で、これまでの成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。」と移行に際しての条件が示されていたこと、
- ④ 総じてこれまでの同和行政の成果を踏まえ、人権行政を創造し、同和行政をその重要な柱としていくことが求められていることを踏まえられたい

本県では、市町の協力のもと、同和対策審議会答申にいう実態的差別の解消に向け、同和対策事業特別措置法が施行されて以来、積極的に事業を推進してきたところであり、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備についてはほぼ完了したと考えている。

法期限後の対応については、国や他府県の動向などを見極めつつ、関係市町をはじめ関係者の意見を伺いながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、所要の対策を講じたい。

一方、同和対策審議会答申にいう心理的差別については、今後ともその解消に向け、積極的に推進しなければならないと考えている。

特に、人権教育・啓発については、同和問題は人権行政の重要な柱であることから、地域社会、学校等において、広く県民を対象に実施しているところであるが、内容の面でも、これまでの成果、経験等も踏まえ、創意工夫をしながら、人権教育・啓発推進法、人権教育のための国連10年福井県行動計画にもとづき総合的かつ効果的に推進してまいりたい。

4 地対財特法期限切れ後の国としての同和行政、人権行政を確立していくうえで、今日時点の部落差別の実態を全面的に明らかにしていく必要があるが、貴県行政の見解を明らかにされたい。

また、大阪府、鳥取県、徳島県、香川県等で昨年部落実態調査が実施されたが、この調査結果からも学んでいくことが必要であるが、この点に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

同和問題の早期解決に向け、30有余年にわたり、国、県、市町村が一体となって施策を実施してきたが、平成13年度末に地対財特法の有効期限が到来することにより、同和地区、同和関係者に限定して行われてきた特別対策は終了し、平成14年度以降は同和地区における施策ニーズに対しては、一般対策を講じていくことになっている。

こうした情勢の中、本県としては全日本同和対策協議会に対して、国が実態調査を実施するよう働きかけをしたところであるが、総意には至らなかった。

なお、国においては、実態調査は特別対策を実施するために行うものであり、地対財特法があと数ヶ月で失効する今時点で、実施する考えはないとしている。

本県としては、関係市町をはじめ関係者の意見を伺いながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していきたい。

5 今日時点の部落差別の実態を踏まえ、「同和行政基本方針」並びにこれを受けた「同和行政推進プラン」を策定されたい。

また、人権に関する実態を把握し、同和行政を重要な柱と位置づけた「人権行政基本方針」並びにこれを受けた「人権行政推進プラン」を策定されたい。

同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発については、「人権教育のための国連10年福井県行動計画」により実施してきたところであり、今後も、この計画に基づき教育・啓発を通して、同和問題の解決に向け努力していきたい。

人権行政については、現在、行動計画により推進しているところであるが、本年度策定される国の基本計画を踏まえ、行動計画の見直しを行うこととしている。

このための参考とするため、人権全般に関する意識調査を「県政アンケート」という形で本年度初めて実施することとしている。

6 これまで部落問題解決に取り組んできた、都府県、区市町村の動向をみたとき、これまでの同和行政なり同和教育の推進に関わった行政機構を人権行政や人権教育を推進していくための行政機構へと拡充し、その上で同和行政なり同和教育を推進していくセクションを明確に位置づけているところが増加している。貴県行政としても、これまでの同和行政の取り組みを踏まえ、これを人権行政へと発展させ、その上で同和行政を引き続き推進していくための行政機構を整備する必要があるが、この点に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

本県では、同和行政を「福祉環境部福祉政策課同和対策室」が、人権行政を「県民生活部生活企画課」が所管している。

当面は同和対策室と生活企画課の密接な連携のもと、人権・同和行政を実施してまいりたい。

7 10 府県で11、市町村段階では682の部落差別撤廃・人権条例、人権のまちづくり条例が制定され、同和行政や人権行政を推進していくための基本方針並びに推進プランが策定されてきている。これに対する貴県行政の見解を明らかにするとともに、速やかに貴県行政としても同様の条例を制定されたい。

また、地方自治体の取り組みを支援するとともに、国レベルにおいても部落差別撤廃・人権確立、人権が尊重された日本社会を創造していくための法制度の整備が求められているが、これに関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

本県においては、平成11年に行動計画を策定し、人権宣言を行っているところであるが、現在、人権施策を総合的、体系的に実施するとともに、県や市町村等の責務を明らかにするための条例制定について、先進事例を参考に内部で検討を行っているところである。

また、本年5月に人権擁護推進審議会から人権救済制度の在り方について答申がなされたところであり、現在国において法制化の検討を行っていると聞いているところであるが、県としては、答申の趣旨を踏まえた法律が早期に成立できるよう努めていただきたいと考えている。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

13. 8. 21

要 求 項 目	回 答
1 実態調査の実施を検討しているが、中身について明らかにされたい。	<p>人権行政については、現在、行動計画により推進しているところであるが、本年度策定される国の基本計画を踏まえ、計画の見直しを行うこととしている。</p> <p>このための参考とするため、人権全般に関する意識調査を「県政アンケート」という形で本年度初めて実施することとしている。</p> <p>全体で20問、人権一般についての質問が4問、同和問題が8問、その他各分野ごとに1問ずつの構成となっている。</p>
2 人権条例の制定をもとめる。	<p>本県においては、平成11年に行動計画を策定し、人権宣言を行っているところであるが、現在、人権施策を総合的、体系的に実施するとともに、県や市町村等の責務を明らかにするための条例制定について、先進事例を参考に内部で検討を行なっているところである。</p>
3 国連10年行動計画の実施状況について	<p>本県では、「人権教育のための国連10年」福井県行動計画を平成11年11月に策定し、行動計画に基づき平成11年12月には「人権宣言」を行うとともに、平成13年3月には「福井県人権センター」を開所する等、毎年行動計画の具体化に向けて逐次人権教育・啓発の施策を実施している。</p>
4 市町村での国連人権教育10年行動計画の策定を推進して欲しい	<p>県では、毎年「市町村人権・同和問題啓発主管課長会議」を開催し、人権教育・啓発行政の連絡・調整を行っており、本年7月の開催の折りにも、昨年12月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に定められている地方公共団体の責務を説明し、人権教育・啓発に関する施策策定の必要性や人権宣言の重要性を訴えたところである。</p> <p>また、市町村人権・社会同和教育担当者会議においても行動計画の策定を求めたところであり、今後も、あらゆる機会をとらえて指導していきたい。</p>

5 ホームヘルパー資格取得の支援について
[redacted]で講座を実施して欲しい。

県では、ホームヘルパーの供給が困難な地域等において人材を確保するため、平成12年度から過疎地域等ホームヘルパー養成研修事業を実施している。

この事業は、[redacted]、訪問介護事業所でヘルパーとして従事することを希望する者を対象として実施するもので、平成12年度は3級課程養成研修を3町村で実施した。[redacted]区を含む[redacted]区と[redacted]地区が対象地域に該当するため町と協議して、平成14年度は[redacted]において、過疎地域等ホームヘルパー養成研修事業の実施を検討したい。
なお、研修は就業に有利な2級課程の実施を検討したい。

6 [redacted]業に関わる造成工事の推進

[redacted]の開発については、地元のご協力とご理解を得ながら、[redacted]連携し、事業を実施している。

今後も、将来の施設の整備（事業主体=[redacted]）を見据えて事業を推進していきたい。

7 県人権センターの活動内容について
報告されたい。

福井県人権センターは、本年3月に開所し、相談員3名を配置しているところであり、本年度は、人権相談のほかに人権意識啓発普及のための啓発冊子作成や相談員等の資質の向上を図るための人権関係相談員研修、相談機関の連携等を図るための人権関係相談機関連絡会等の開催、人権擁護に関する情報提供を行うためのセンター情報誌の発行等様々な人権に関する事業を行うこととしており、すでに連絡会の開催、情報誌の発行を行っているところであるが、今後、関係機関と十分協議し、効果のある啓発冊子の作成や研修を実施してまいりたい。

また、9月8日(土)に人権センターを中心に「ふれあい人権フェア」を開催することとしており、このような機会を通じてさらに人権意識の普及啓発を図っていきたい。

部落解放同盟との懇談会記録
（「同和行政発展・継続大行動」近畿・東海ブロック）

- ・日時 平成13年8月21日（火） 13:30～16:00
- ・場所 福井県若狭図書学習センター 講堂
- ・出席者 【部落解放同盟】（約40名）
中央本部・他県役員

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
福井県連合会

[REDACTED]
【福井県】（約45名）

山元福祉環境部長、加藤嶺南振興局長ほか（別紙出席者名簿のとおり）

[REDACTED]（3名）（オブザーバーとして）
[REDACTED]

（進行 [REDACTED]

部落解放同盟福井県連あいさつ [REDACTED]

今日は大変お忙しい中、行政の皆さん（台風11号の影響で）足元の悪い中、出席をしていただきありがとうございます。また、中央本部の方から[REDACTED]各県連からも来ていただきまして大変ありがとうございます。また、支部の皆さんには天気の悪い中、参加していただきありがとうございます。

今日は、部落解放同盟の全国大行動という一環の中で交渉を始めますが、もう既に御存知のように昨年12月に人権教育・啓発推進法ができました。先ず、その具体化をお互いにやってくんだと、特に地方自治体の中でそれが具体化されないことには前へ進まないということもございます。また、来年の3月には現行の地対財特法が期限切れになります。そういうことで、今の同和行政が非常に大きな転換期を迎えるといえますか、転換されていくという、そういう時期になりました。しかし、部落差別が全国的に、また私どもの福井県でもそういう差別の現実が厳しく存在しております。

今後、部落差別をいかに無くして行くか、そしてまたこれからの人権行政をどう発展させて行くのか、そういうことについてこの転換期の中でお互いがしっかりと基本認識を持って行かない限り、同和行政・人権行政の進める方向がわからないと思っております。そういう意味で、今日は時間いっぱい一つひとつしっかりとお互いの意見を交換し、より前進した回答をいただけたら、台風が来るまでに終わるのではないかと、そう期待しておりますのでよろしくお願い致します。

いを申し上げます。

解放同盟側出席者自己紹介

(福井県連、中央本部の順に、最前列向かって左から右に順に自己紹介)

県側出席者自己紹介

(山元福祉環境部長から席表に記載の職員のみ番号順に自己紹介)

県側から各要求項目に対する回答を一括して順に読み上げ

1 「人権教育・啓発推進法」に対する貴県行政の見解を明らかにされたい。

特に、衆・参両院の附帯決議を踏まえ、部落差別撤廃の観点から、貴県行政として、いかなる「基本計画」の策定を考えているかを明らかにされたい。

(寺坂県民生活部次長が回答読み上げ)

2 地対協意見具申に対する貴県行政の基本的見解を明らかにされたい。

特に、「同和問題に関する基本認識」等の中で、以下の諸点を明らかにしたことに対する見解を明らかにされたい。

① 部落差別がなお現存し、日本社会の重要な課題であること。

② 部落問題をはじめとする日本社会に存在している人権問題の解決が、国際的な責務であること。

③ 同対審答申の精神を踏まえ、部落問題解決に向けて引き続き、国と地方公共団体と国民一人ひとりが主体的取り組みを推進していく必要があること。

④ 部落問題は過去の問題ではなく、部落問題の解決に向けた今後の取り組みがあらゆる人権問題の解決と結びついている未来に関わった課題であること。

⑤ 部落問題の解決に向けて、法的整備を含め各般の検討が必要であること。

(和田福祉政策課長が回答読み上げ)

3 地対財特法の期限切れを展望した、今後の同和行政、人権行政に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。その際

① 同対審答申では、「部落差別が現存するかぎり、この行政は積極的に推進されなければならない。」と明確に述べられていたこと、

② 地対協意見具申においても、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の実情や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と指摘されていたこと、

③ 地体協意見具申では、「特別措置から一般対策に移行するに際して、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況を踏まえた上で、これまでの成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。」と移行に際しての条件が示されていたこと、

④ 総じてこれまでの同和行政の成果を踏まえ、人権行政を創造し、同和行政をその重要な柱としていくことが求められていることを踏まえられたい

(和田福祉政策課長が回答読み上げ)

4 地対財特法期限切れ後の国としての同和行政、人権行政を確立していくうえで、今日時点の部落差別の実態を全面的に明らかにしていく必要があるが、貴県行政の見解を明らかにされたい。

また、大阪府、鳥取県、徳島県、香川県等で昨年部落実態調査が実施されたが、この調査結果

からも学んでいくことが必要であるが、この点に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

(和田福祉政策課長が回答読み上げ)

- 5 今日時点の部落差別の実態を踏まえ、「同和行政基本方針」並びにこれを受けた「同和行政推進プラン」を策定されたい。

また、人権に関する実態を把握し、同和行政を重要な柱と位置づけた「人権行政基本方針」並びにこれを受けた「人権行政推進プラン」を策定されたい。

(和田福祉政策課長が回答読み上げ)

- 6 これまで部落問題解決に取り組んできた、都府県、区市町村の動向をみたとき、これまでの同和行政なり同和教育の推進に関わった行政機構を人権行政や人権教育を推進していくための行政機構へと拡充し、その上で同和行政なり同和教育を推進して行くセクションを明確に位置づけているところが増加している。貴県行政としても、これまでの同和行政の取り組みを踏まえ、これを人権行政へと発展させ、その上で同和行政を引き続き推進していくための行政機構を整備する必要があるが、この点に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

(和田福祉政策課長が回答読み上げ)

- 7 10府県で11、市町村段階では682の部落差別撤廃・人権条例、人権のまちづくり条例が制定され、同和行政や人権行政を推進していくための基本方針並びに推進プランが策定されてきている。これに対する貴県行政の見解を明らかにするとともに、速やかに貴県行政としても同様の条例を制定されたい。

また地方自治体の取り組みを支援するとともに、国レベルにおいても部落差別撤廃・人権確立、人権が尊重された日本社会を創造していくための法制度の整備が求められているが、これに関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

(寺坂県民生活部次長が回答読み上げ)

各要求項目に対する回答について質疑応答

1 「人権教育・啓発推進法」に対する貴県行政の見解を明らかにされたい。

特に、衆・参両院の附帯決議を踏まえ、部落差別撤廃の観点から、貴県行政として、いかなる「基本計画」の策定を考えているかを明らかにされたい。

一番目の基本計画ね。来年法切れるのがわかっている。法が切れてもあんだのところは、回答書見たら個別に対応していくという考えをもっているようで仕方ない。個別に、課題別にと。それではだめやということでは我々は基本計画を作れといっている。なんで基本計画作ってほしいかということやけど、行政するのも基本計画作らなんだら、あんとんとも取り組みにくいでしょ来年から。地財対特法はないねやから。だから遅まきながら、関連しますけど内部でなにか検討していると、それでは遅い。行政で検討するのではだめだ。おそらく他府県12団体については審議会というものを作っている。基本計画というものを諮問して、いわゆる答申をいただいてその上で基本計画というものは県なり地方自治体で作るといって、冊子ができているところが沢山ある。そのことを我々はいっている。国連10年の期限が切れたら福井県はどないしますん。今まだ期間中やからあんとんどこええかっこして国連10年は取り組んでますねんとあんだ説明してるけど、10年間というともうすぐや、行政としては10年過ぎたからもうやめますということをお願いまんね。それじゃならんてしょ。

それと我々が言っている部落差別、同和問題がある限りは、あんだのところは同対室どっかとひっつけて置きまんねんいうて回答もろてまんねん。それはわかりますねん。けどもその前段で、基本的な福井県としての行政の考え方向にも出てこんから、あんだのところは国に同対協(全同対)通じてうちもやな連帯しながらやないろんな要求をあげてきてん。私も尼崎やから、尼崎市の同対協に入っているから、近同対協にも入っているからあげている。あげていること自体は私は行政の責務上あげないとだめやと強く言っている、責任やと。同和問題解決するのはやります、法切れてもやりますといっている。そういうな整合性をきちっと福井県として整理をしてもろうてやってもらわんとあかん。そのために何を作るかということと元に戻るけど基本計画を内部で検討したら、例えば福井県やったら専門委員会とか審議会とか、いろんなとこに諮問するとか何とか形にして、遅まきながらでも来年法切れて、部落差別をなくす同和对策をやるためにどういう行政としてシステムでフォローしていくかということをも基本計画の中できちんと位置付けないかんということや。それがひとつも明らかになっていない。それだけいうときます。

あんだのとは、全体をみてもと人権教育のための国連10年をやればそれで済むという考え方がある。人権教育はあくまで人権教育で、それを即同和問題の解決につながるかということなかなかそうはならんと。やはり同和行政とか同和問題とかはずっと同対審が始まってからずっと取り組んできた重要な課題やな。それが十分解決されていないんやったら、やはりそれをきちんと解決するための同和問題解決策の基本計画がきちんとなかったら、ね、国連10年でこれ全部カバーできると、それでごまかされても困る。もちろん人権教育国連10年行動計画はやらなあ

かんけどね。確かに同和問題にしたってこれからグローバルな問題になると思うんで、あらゆる差別を含めたものという考え方もあるが、しかしへたをすると同和問題がどこへいったかわからんとゆうようなことになりかねないと、ね。だからこそ基本計画をきちっと作ってその中にやっぱり同和問題というものをきちっと位置付けておかないと非常にあいまいなものになりかねないと思うんですね。だから人権教育の10年も重要やけども、それを踏まえてやっぱり人権教育啓発推進法の中での福井県の基本計画を作ってほしい。こう思うね。

あのね。くどいようやけど、こればかりかかっておられんのやけれど、基本計画やから私しつこくいうんやけど、あんたところね、国が左向けというたら左向きまんのか。はっきりしとこう基本計画作るの。県独自のやな基本計画作らなんだらやな、国はやな福井県下の部落の実態、そんな細かいところまで把握しませんが国は。するのはあんたのところや、窓口は。そしたら福井県独自の基本計画を作るために同和問題を将来的に解決するためにどないするかということは、県が主体性を持って地方自治体と連携しながら基本計画を県が作って、地方自治体にそれを指針し、また、市とか町がそれに添った形での地方自治体の基本計画をつくる、これが基本やから。ね。このことで考え方があればいうてください。

新町生活企画課長

いま次長のほうからお答えをさせていただきましたとおりでございますが、平成11年の11月に福井県行動計画を策定しております。それからあと国のほうでも動きがございます。また、他府県でもございますし、新たな課題も出てきておりますので、これらを踏まえまして、この行動計画自体を見直しをしたいというふうに考えているところでございます。

あのね、見直しするいうても、行政として、県行政として、たとえばどこかに審議会制度とかいうことを求めるとか、専門部会をもって見直しのことについてやるんかやらんのかということ、内部だけで見直しをやるのかその辺のことを答えてください。

新町生活企画課長

福井県ではこの行動計画ができたときにですね、この行動計画に推進本部というものを作っております。今お話しがありましたように、これにつきましては知事が本部長だと思っておりますけれども、内部の組織でございます。ただ、この行動計画を作った段階では、懇話会からも意見を頂戴をいたしておりますので、これの見直しということになれば懇話会へも報告もしなければならぬし、また御意見も伺うことになろうかと思っております。

それは本年度中にやる計画はあるんですか。

新町生活企画課長

これにつきましては、国の計画、基本計画が平成13年度中に取りまとめるということになりますので、これらとの整合性も図らなければならない。これらの計画を踏まえて、福井県行動計画の見直しをしたいと考えておりますので、この策定状況にかかっているといえますか、そういった状況でございます。

あのしつこいようやけどね、おたくの説明聞いたらね、国連10年の行動計画にのっかって、それをもう少し飛躍させてその延長線に基本計画というものの検討をするんやということしか聞こえへん。それやったら国がやね、基本方針出ようと出よまいとあんだのところが何年前に国連10年やっているねん。なにも国の動きあんだんとこ重視せんでもいいがな、そのへんどうやねん。

新町生活企画課長

これは国または他府県、また県内の市町村との連携を図っていく必要があると思います。それぞれの役割分担を踏まえながら作っていく必要があると思いますので、これらのものの動きについては十分見守っていきたい、見極めてから作るのが本来だと思います。

わかりました。もう基本計画これについては、1番目はおきます。そやけどお願いしときますけどやね、国連10年のね、やつを重視してね、基本に据えてね、将来の基本計画を作ったらだめですよ、はっきりゆうたら、ね。あんだのところは裏返しではだめやこというとるしか聞こえへんね。

すいません、ひとつだけ。この行動計画を平成11年に作られて、それで推進体制として推進本部を設置しておるということですね。本部長が知事だったと思うという、その表現が僕ちょっと気になるんですけど、どんな体制になっているのかひとつ、それと推進本部って、どれくらい開催されているのか、たとえば年に3回とか4回とかあるいは知事が本部長ですから、知事がもちろん召集をしてはると思いますけど、ちゃんと知事がでてねそこで行動計画がどうなっているのか点検も含めてちきんと幹部職員の中で点検がされているのかどうかと思うんですわ、ちょっとそのへん教えてください。

新町生活企画課長

大変失礼をいたしました。知事が本部長でございます。構成としては部長級で構成されておりました、年2回の開催ということになっております。これの下部組織といたしまして幹事会というものがございまして、関係課長で組織されているものでございます。この幹事会につきましては、もっと頻繁に時期を捉えながら、定期的ではないですけれども、もっと頻繁に開催をしているところでございます。

だから基本計画については、今私が発言させてもろたことはわかってくれたかな。

すいません、ちょっとお話しをさえぎりますけど、本当にわかっているかどうかわかりにくいんで、人権教育のための国連10年というのは国連が提唱してやっているやつですよ。去年の12月の6日に公布・施行された『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』というのは国内の法律ですよ。国連10年の行動計画の中身として、今度、去年できた新しい教育啓発推進法の中身ですね、何が違うと県はお考えになって、その上で見直しということになっているのですか。ちょっとその辺の認識がよくわからないんですよ。国が作るからうちもそれと齟齬（そご）があったら困るから、見直そかというふうにも曲解できるんですね。ま、ここはそうやとはいいませんけど、国連10年の行動計画の国でつくったやつ内閣府ですか、政府の推進本部というところを何々県推進本部と書き換えたような行動計画がいくつか見受けられるもんですから。

都道府県が国のいいなりというのはおかしいと思うんですよ、別に上下関係にあるわけではないですから、地域行政として主体性なり独自性なりあると思うんですけれども、その辺がちょっとこの回答文では伝わってこないんですよ。全体的に言えるんですけど、質問に対して的確に答えていただいているところが少ないんですが、まずその人権教育10年で県がやろうとしていることは、今回の法律ができたことによって何が変わろうとしているんですか、意義深いことと書いてありますけれども、その見直しの必要性はどこから出てくるんですか。それちょっと聞かせていただけます。

寺坂次長

ちょっと、先ほど国のそういうのを見直すから、国に従わなくてはならないのではないかというお話してございましたけれども、参議院とか衆議院の中で付帯決議がなされておまして、その中身の中に、基本計画は人権教育のための国連10年国内行動計画等を踏まえ充実したものにすることという表現がひとつ入っております、この部分を読みまして私どもとしましては、県内行動計画というものは懇話会等でいろいろな分野の方の御意見を伺って定めたものではございますけれども、それを今一度踏まえて充実したものにしていきたい、そういったようなことを表現しているつもりでございましたんですけど、ちょっとその辺や国のそれに準じた表現をとりましたので、少し具合悪かったんじゃないかなとそんな気持ちがいたしております。

いずれにしても、いままた後ほど話題として出ておりますけれども、条例等の問題もございまして、これにつきましても市町村との連携というものがやはりどうしても重要になってくる、そのように考えておまして、そういった意味におきまして、今年のうちから、いろんな会議等を通して連携を保ちながら最終的にきちっとした基本計画、いわゆる法律が切れたあとのことを予測しながら、基本計画を定めてまいりたい、と考えている次第でございます、よろしくお願いします。

あの、人権教育啓発推進法はこないだできたところですから、時限法ではないですから切れな

いですよ。地対財特法とのからみをおっしゃっているんですね。もうひとつよくわからないのは、でしたら、人権教育のための行動計画というのは、福井県の中の人権意識、人権文化ということで国連は提唱してはいますが、国もそれを踏まえてというふうにはなっていますが、人権文化が必ずしも花開いていないという認識の元に行動計画を作られたと思うんですが、それが今年1年半目もうすぐ2年ですか、2年間実践をされた評価ですよね、そういうのが見直し作業の前提として必ずついてくると思うんですが、年2回の推進本部会議にそれを全部被いかぶせることはできんと思うんですけども、幹事会がかなり頻繁に行われているということですけども、そういった行動計画の実施状況、先ほど質問もありましたけれども、実施状況の管理ですね、こういったところにハードルがあって、こういったところがうまくいっているのか、そもそも行動計画にこういった課題を取り上げてないとか、いろいろ見直すからには、課題、問題、成果出てくると思うんですけど、そういったことも併せて推進本部では常に点検されているわけですか。どうぞ。

新町生活企画課長

具体的な作業といたしましては、これからということになります。

それじゃ一言申し上げますがね。大事なことは、文書回答は既に出ている、ね。県連の[]のところへ、あんたんとこのこの件についての同盟の本部から、各都道府県にやっているんですから。大阪府も終わっているし、大阪市も終わっているし、九州の方もみなほとんど終わっている、終わりつつある。ですから、その辺のところの行政体の連携はすでに福井県の人もとっている。で、文書回答として、きちんと同盟の方に福井県連の方にですね、出ているんです。で、今日はこの辺のところをもう少し具体的にお話し合いをしようというところでありますから、あまりね、作為的にでたり、言葉の語呂を始末したりせんと、赤裸々にお互いに話し合っただけで大事な問題として取り組んでいこうということですから、あとでね、同盟の本部からもいろいろ各都道府県からの役員連中で取り組んでいる方々もオブザーバーで今日は来てもらって協力を受けている。あまりどこの地域でもやっていることですから、歯にきぬを着せたりそして言葉足らずになったり、そして知事がこうだとかああだとか私もちよっとおかしなことというなど思うてたんですけども、あまり逃げを□□ようなことではなくて赤裸々にお話しをしてください。そうでなかったら、1点だけの1項目だけでね、これだいぶ時間も経っているんですが、中央本部からも今大事な問題だから、これちょっと時間をかけて何回も尋ねるけれどもという意見もありましたけれども、こんな調子やったらあんた進んで、明日の朝までやらんといかんで、ですから赤裸々におっしゃってください。何も同盟の諸君は人食い人種でもなんでもないだ。こういうことで福井県としてはやっているんだ、あるいは方向としてはこういうふうにやりたいんだ、いうことをいうていただいたらいいんですよ、そうでなかったらいつまでも時間がかかりますから。

だから基本計画については、これは福井県連の基本計画の懇話会であんたところね、また諮問するんかせんのかわかりませんが、基本計画についてのことについて福井県連と十分これは話しをしてください。これ一つ課題として問題提起しておきますから。お願いしときますよ。

ひと言付け加えるけどね、基本計画を作ると、ね、ここ1年それでお茶濁すんではなしに、やはり同和問題を同和行政をやっぱりやっていくというそのことをきちん踏まえたものは作ってほしいですよ。国連10年は本当に広範囲な差別を扱っているんで、やっているうちにいつのまにか同和問題は消えてしまうという危険性は非常にあるんですから、やっぱりここは同和問題を解決する基本的なものをきちつと入れた、そういう基本計画をつくってほしいということですからお願いします。

(2 : 25)

2 地対協意見具申に対する貴県行政の基本的見解を明らかにされたい。

特に、「同和問題に関する基本認識」等の中で、以下の諸点を明らかにしたことに対する見解を明らかにされたい。

- ① 部落差別がなお現存し、日本社会の重要な課題であること。
- ② 部落問題をはじめとする日本社会に存在している人権問題の解決が、国際的な責務であること。
- ③ 同対審答申の精神を踏まえ、部落問題解決に向けて引き続き、国と地方公共団体と国民一人ひとりが主体的取り組みを推進していく必要があること。
- ④ 部落問題は過去の問題ではなく、部落問題の解決に向けた今後の取り組みがあらゆる人権問題の解決と結びついている未来に関わった課題であること。
- ⑤ 部落問題の解決に向けて、法的整備を含め各般の検討が必要であること。

あのすいませんたびたび、この回答書をざっと読ませてもらうとわかると思うんですけど、教育啓発については、がんばるというふうに書いていただいているんですけども、地対協の意見具申ですね、これ96年でしたっけ、意見具申、確かに教育啓発の重要性というのは、かなりスペースをさいて展開しているんですけど、部落差別はなおも存在していると、部落問題はまだあるんやという認識を示してはいたはずなんですけど、①のところですよ、『部落差別がなお現存し、日本社会の重要な課題である』というのは、地対協の意見具申の認識だと思うんですけど、政府の認識でもあるはずなんですけど、差別意識の解消について一層の積極的な役割を講ずると、積極的に推進してまいりたい、という回答はいただいているんですけど、差別意識以外のですね、このあとの質問では、『物的整備はほぼ完了した』というところとも関連するんでしょうけど、部落差別、部落問題というのは何も意識の問題だけではありませんし、地区改良が進んで家がきれいになればそれで差別が無くなるのかというところではありませんし、別に格差だけの話しをするとちょっと話しがややこしくなるんですけど、たとえば高校進学率の格差、大学進学率の開きがまだ残っているのか、就労にあつてはどうか、これ91年の実態調査は悉皆だったと思いますんで、そういういったことの評価に乗っかって回答が出てくるものと期待していたんですけど、あまり具体的には書かれてないですよ。地対協の意見具申でも教育や就労については時間が長いことかかるんで、一生懸命やってみようというふうに書かれてあつたはずなんですけど、そのあたりの課題、県としてどう認識されているんですか。

和田福祉政策課長

おっしゃるとおりちょっと回答において言葉足らずの点があつたかと思えますけれども、おっしゃるように部落差別といったときに、もちろん心理的な差別意識もそうですが、御指摘のように就労であるとか、教育といった、むしろ生活面の実態ということも、いわゆる部落差別ということに出てくるんだと思いますし、またそういうものがなお現存するという認識を我々ももっているところがございます。あの今の回答、ちょっと全体のことをいいますと、そういう部落差別がなお現存するという認識、そしてその部落差別が現存する限りにおいて、我々としても解決に向けた取り組みを今後とも進めていかなければならない、そういう基本的な認識はもっておりますけれども、ちょっと言葉足らずであつたということについてはお詫びしたいと考えております。

部落差別があるという認識は共通認識としてもてるということで安心したんですが、では県の方にお聞きしたいんですけど、福井県の中に部落差別というのはどういうふうに存在しているんですか。

和田福祉政策課長

そちらのほうで先ほどご指摘がありましたように、過去の調査をみましても、もちろん心理的な差別意識の問題、つまり同和問題に対して県民の正しい理解がなされていないんじゃないかとか、あるいはその意識として差別意識があるんじゃないかとか、いう問題ももちろんございますし、それから平成5年の調査をみますと、たとえば婚姻の状況なり人権侵害の状況など、そういう調査もしておりますけれどもそういう課題もあると認識しておりますし、また、おっしゃるように就労、教育といった面につきましても、たとえば高校の進学率ひとつとってみてもそういう面での格差というのは問題は有るというふうに我々としても認識しているところでございます。

いや、だから部落差別はどこに存在しているんでしょう。それはまあ実態的差別ということですね。問題は根拠となるのは93年の実態調査ですか。

和田福祉政策課長

実態的というか、いわゆるそのまあ93年の実態調査の中で人権侵害なり結婚状況なり調べているのがあるということ、それと特にその意識の問題については、要はその調査の内容もそうですし、その後においても県内で差別発言の問題とか差別落書きの問題とかそういうことも非常に残念なことですけど、これは県の中でも依然として起こっている。これは県内全体の問題だと思えますけれども、そういうところにも差別というところの問題が存在するのかなと思います。

ですからね。人のね意識を変えるためには教育と啓発が必要がなんやという理屈はよくわかるんですよ。わかるんですけども、たとえば教育、進学率の差がなかなか埋まらない。このためにはいったいどういった行政施策が必要なのか、就労課題で失業率が部落が高いという実態が出ているのであればそれを克服するためにいったいどういった行政施策があるのか、行政施策だけでなく我々の努力はどういったことが必要なのか、そういったことも含めて、まあ県からお前らこうやって考えろよという話しはしにくいやろと思いますから、県としてはこうやってがんばるんです、こういうことを進めていきたい、と、いうのであればよくわかるんですが、どこに問題があるのかという把握を県の方がされているようにこの回答書では思えないんですよ。

意識や意識やということしかここには書いてないですよ。我々の要求書の中では、日本社会の重要な課題であることというのは地対協意見具申がおさえてありますけれども、これについて県はどう思われますかという質問なんです、意識の問題や解消に向けては努力するというお答えしかないんですよ。でも部落差別は意識の上でも根強く残ってますよ。残ってますけれども具体

的な制度として、やはり部落を排除していこうという公の文書ではなかなかできませんけどね、たとえば2年前になりますか大阪で発覚した就職差別事件、大掛かりな、ありましたよね。あれ何も部落だけを的に絞ったものじゃなかったですけども、結果として企業の就職採用にあつて身元調査をして部落出身者がはじかれる、身内に障害者にいる方がはじかれる、特定の宗教を信仰されている方がはじかれる、そういう制度があるわけでしょ、そこに差別があるわけでしょ。それをじゃ行政施策としてどういうふうに克服していくのかという問題やと思うんですよ。教育啓発もそうですよね。あかんであかんでいうだけではなかなか人の意識は変わらないですから。中身が問題になってくるんですわ。今回は総論の話しですから細かいどんなカリキュラムがあつて、どういう具体的な計画があつて、いうところまでは聞かないですけども、ぜひ実績報告というのは毎年県連に提示していただきたいんですが、それはまあお願いとして言うておきます。ので、再度、部落差別がどこに色濃く存在していると県が認識しているのか回答いただけないでしょうか。

和田福祉政策課長

ちょっと言葉足らずな点は申し訳ないと思うんですが、今私申し上げましたように結婚の問題とか、人権侵害の話もそうなんですが、何よりも一番問題なのが県民の中に心理的な差別意識というのがまだまだ存在しているということなんだと思いますし、そのためにだからこそ我々としても、差別発言の問題とか実際に起こっているわけですから、そういう中でじゃあ教育啓発、特にたとえば研修の中でも、これまでも研修というのはやってきているわけですけど、こういう事例があつたと、こういう問題があつたということを実態を知らしめるように我々としても努力していかなければいけないと思いますし、また、今回人権センター3月にできましたけれども、より県民に身近な形で啓発とか、あるいは、いろいろなイベントなどを活用して皆さんに問題を知っていただけるように、それは一番大きな我々としての課題じゃないかなというふうに思っているところでございます。

課長あのね、先ほど[]が質問した中で部落差別は現存すると、そういうふうにはっきりおっしゃっているんやから、そりゃ皆さん共通やと私は思うで、しかしその中身やな。どういう形で現存してるんかということキチンと把握していかないと、単に意識調査の中で部落に対する差別意識残ってるわな、また落書き事件があつたとか、いう程度の問題じゃないでしょ。その程度ならね、わあわあいわんわな。やっぱ現実に部落の人達がどういう差別を受けているかと、それから様々な中でやな、具体的ないろんな差別があるわけやから、就労の面もあるし、結婚の問題もあるし、交際の面もあるし、経済的な問題もあるし、そういうところきちっと把握しないことにはやね、やはり問題点明らかにならんわな。問題点明らかにして、そしてその対策をとられるんやから、問題点を把握する段階でそういう非常に抽象的なことではだめなんだな。これあとで実態調査のところででてくるからこれ以上いわんけども。その辺が非常にあいまいな意識があると課長、それは先ほどの話し繰り返すことにならへんかな。

なんか聞いっとたら県民の意識調査とか、我々の部落差別の実態というものについての本当のあの、たとえば同和地区にやね行政がね、積極的に足運んで交流を密にしながらやっていただく、いわゆる木目細かい生活面での実態差別の状況ちゅうのは把握できると思うんですね。だから聞いっとたら、なんや行政用語ですうと上だけすべっていかれるので、これはなかなか解決はしにくいだろうなと、今の説明を聞くと。そういうことで、いろいろ、なにも人権行政は同和問題だけとちやいますけれども、特にいわゆる人権問題の大きな根本的な柱はやっぱり同和問題の解決にあるという、我々は自信、自負をしておりますので、その辺のところ十分見極めていただきたいということを特にお願いしときます。

いくらその実態調査の実績、今うちの [REDACTED] いうたように、実績については、これを密にしてくださいね、県連と。ね、実績については。ずっと取り組んでいるからやな、こないいうたら怒られるとかやな、こないいうたらまた文句いわれるんちゃうか、そんなびびっておったらあかんのや。我々はもう赤裸々にあんたらにやな、面向かっているんなこというてんやから、これ。だからその辺のどこ、基本的な考え方をもって今日は話し合いさせてもらわんと、なかなか噛み合わんねん、これね、よろしくお願いしときます。

(2 : 3 5)

- 3 地対財特法の期限切れを展望した、今後の同和行政、人権行政に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。その際
- ① 同対審答申では、「部落差別が現存するかぎり、この行政は積極的に推進されなければならない。」と明確に述べられていたこと、
 - ② 地対協意見具申においても、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の実情や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と指摘されていたこと、
 - ③ 地体協意見具申では、「特別措置から一般対策に移行するに際して、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況を踏まえた上で、これまでの成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。」と移行に際しての条件が示されていたこと、
 - ④ 総じてこれまでの同和行政の成果を踏まえ、人権行政を創造し、同和行政をその重要な柱としていくことが求められていることを踏まえられたい

それでは2番も十分な回答がなかったですけども、今後の課題としていただいて、3番の地対財特法の期限切れを展望した今後の同和行政、そういうことについて回答があったんですけど、このことについて同盟側からお願いします。

これ、基本計画でちょっとふれておりますとおり繰り返しになりますけど、福井県の国連10年の行動計画に沿っていろいろこれからやりますということやから、これね、3番目の我々の要求書については、1番で基本計画に若干もう触れておりますので、なにも国連10年の行動計画だけではこれから法期限後の将来にわたっての同和問題の解決にはつながりませんよ。だから、今あんたら担当者、少しご苦勞するけれども、この13年度中にきちんと、元に戻るけども基本計画の中に、いわゆる福井県として基本計画の中にきちっと位置付けしますねんと、いうことをきちっと明記してほしい。だから、これは我々が意図する回答求めたことについては、本当に言葉悪いけど相反するような福井県の回答かなという思いをしております。

国連10年は10年しかつりと10年間やってもらわないかん。そのことをひとつお願いをしておきたいと思います。他にあるか。

あの何遍もいうようですけど、物的な、しつこいなといわれますけどね、台風くるのも心配なんですけど、「物的な基盤整備についてはほぼ完了したと考えている」、ま、それは県の計画があって施策を実施して完了したというのはがまわんのですが、結局この回答文だと「一方、」以下は全部心理的差別についてはですよね。それはまあがんばってやってくれたらええと思うんです。だから、国連10年の福井県行動計画で、たとえば子ども達の進学率は上がるんですか、就労保障

は進むんですか、部落の中の福祉は充実するんですか、あと新しい人権が保障された町づくりとかという話しをじゃ教育啓発の推進だけで実現できるんですか。格差だけの是正を我々は求めているんじゃないで、もっと部落を良くしていこうと、自分らでも汗かこうとしていますよ。でも、そこへ差別というハードルがあつてなかなか乗り越えれない。だから、教育してください、行政にもちゃんと汗かいてくださいというお願いするわけですけども。たとえば法律が切れたあとにですね、一般、ちょっと用語の問題もあるんですが、私一般対策といういい方は行政の方が使うのはおかしいではないかとずっと前々から思っているんですが、一般施策を活用される、それは結構なんです、たとえばね、具体的な話しになって恐縮ですけど、奨学金がありますよね、奨学金を教育啓発の推進で保障していけるわけですか。人権大切やでということで、学校にいけない子どもにどんな手が差し伸べられるんですか。経済的に苦しくて学校にいけない子に、差別はおかしいねんでっていうたからって、そりゃおかしいのはわかるけど私は貧乏でいけませんねんといってる子にどんな手が差し伸べられるんですか。

部落差別というのは意識の問題なんですか。そりゃ確かに意識の問題ですよ、県民の方々、県庁の方がいほどね、根強い厳しい差別意識を福井県民の皆さんがもってはるなら、大変なことやと思うんですが、実際もってはるという認識なんですから、そりゃ我々にとっては大変なことですわ、なかなか暮らしにくい県やなというふうに思います。でもその中でね、あいつ雇うより、こいつ雇おうということで部落ははじかれる、そんな世代間の繰り返しがね、この間の調査でも世帯の平均収入が3分の2やったでしょ、部落側は全国平均の、そら、なかなか教育に金がかかるのに子ども学校やれまへんで。一人大学までいかしたら2千万円いるという統計がありました。がな前に、今もうちょっと上がっているんかもしれませんけど。これ今まで特別対策で特別措置でやってきましたけど、特別措置法が切れる、財政的な特別措置はやめると国はいうてますよね。この奨学金の話し、ま、具体的になりますけれど、そういったものも、じゃ県として部落の子の教育格差は無くなったと、だから奨学金いらんやんと、同和対策の奨学金はいらんやんと、はっきりというてくれたら理屈はよくわかるんです。認めるか認めんか別にして、考えていることはよくわかるんです。でも何でもかんでも人権教育は頑張んねん、人権教育は頑張んねんといわれるんで、じゃ残された課題、教育、就労、産業その中に現れてくる部落差別、それはどういうふうな手当てがされるんですかと、いう質問を皆さんに投げかけたんですよ。

一般施策を活用する、工夫する、活用する、ない場合は新たに創造する、これは地対協の意見具申がいつているハイライトのところですよ。いわゆるみんな頭ない知恵しぼって、どこも財政難ですから不景気で、なかなかお金がありませんねん、どことしゃべってもそうですわ。でも、知恵を出し合つてなんとか今ある一般施策の体系をちょっと要件変えたりとか、ない場合はもう、知事のこれはもう知事の英断ですわ、新しく作つて、部落だけをようしてくれというてるとちやいますで、それは、部落も教える、ね、部落以外のところのしんどいところも教える、そういった人権文化を行政の施策として展開して欲しい、というお願いですけど。教育以外、その施策、どんなことが必要なのか、だから基本計画が私達は要るといつているんですよ。同和対策の基本計画が、基本指針が、方針が県として要るといつ要求をしているですよ。

国連10年の行動計画、これは確かに有効だと思いますよ。やってください、がんばってください、我々も協力しましょう。でも、我々の課題、ね、部落差別、部落問題としての就労の課題、産業の課題、教育の課題、これはどういった計画のもとで何年たつたら解決されるのか、そうい

ったことをこの特別措置が切れる、特別措置法が切れるこの時期にしっかりと考えていきましょう、というような呼びかけなんです。教育啓発だけで流さないで、しっかりと答えてください。お願いします。

■■■■■
答えて休憩にしたいと思います。

(長い沈黙)

■■■■■
それでは、休憩してから答えてくれるか。ほな、そうしょうか。休憩して。

(2 : 45)

(休憩10分)

(休憩後再開) (14 : 55)

和田福祉政策課長

先ほどの件ですけれども、言葉足らずだったら申し訳ないんですが、1つの骨子の教育・啓発というところをずいぶん強調しすぎたのかもしれませんが、別に、意識だけの問題ではないという御指摘を受けたんだと思いますけれども、ただその中でも県民の同和問題に対する意識をどう正しい認識を理解していただくかと、そういう意味で教育・啓発ということが一番重要な課題であるということは、それだけは言っておきたいなと思います。

もちろん教育の問題、就労の問題、いろいろ課題はあるのかと思いますし、ただそういう問題については、それぞれの教育行政、労働行政の中で認識を現状を踏まえてそれぞれに対応していく問題なのかなと思っております。

若干、私、言葉足らずなのかもしれませんが、就労、教育の問題を少し担当の方から補足をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

山村労働政策課長

それでは就労のことについて、若干、御説明させていただきます。

就労面における格差につきましては、平成5年の調査で実態把握をさせていただいておりますけれども、いまだに格差はあるというふうに認識しております。

就労についての就職支度金、それから委託速成訓練費、これは自動車の受講料と申しますか、そういった助成金をやっているところがございますけれども、これらの事業につきましても関係市町村、また関係住民の方々といろいろ意向を踏まえながら実施していくかどうか協議をしてい

きたいと考えております。

就労の安定につきましても、労働局と連絡・連携を密にしながら実態把握に努めてまいりたいと思っております。

赤澤高校教育課長

進学率でございますが、高校進学率につきましては平成13年度で県全体で98.2%でございます。(対し)95.0%で、格差がございます。それで、先ほどお話しもございましたけれども、就学奨励制度の重要性については痛感しております、国の施策の継続について主管課長会議等を通して働きかけてきておりますし、地対財特法失効後の対応につきましては、国の動向をみながら検討していきたいと考えております。

就労のことで、格差あるとか、平成5年の調査で格差あるということで説明はあったですね。平成5年や。5年以降今日まで長いこと年月経ってるね。その間の状況を県として単独で格差是正に向かっての取り組みと、まだ格差のパーセンテージどのくらいあるのか、わかるとるんなら教えてください。わからないんなら、わからないんでええ。

山村労働政策課長

大変申し訳ございませんが、これは平成12年度に労働政策は県のほうに移管されておりますので、それ以前は国の方でこれに対応しておりましたので掌握してございません。申し訳ございません。

教育委員会も格差あるいうことを言うてはるんねな。格差あるいうこと認識はあるねんね。

赤澤高校教育課長

進学率に格差はございます。

もういっぺん、数字をいうてくれ。

赤澤高校教育課長

県全体が98.2%です。それに対しまして95.0%です。

大学はどうや。

赤澤高校教育課長

大学は県全体が49.4%です。(これに対して)44.0%です。

結局、実態の把握は非常にお粗末ではないかと思うな。就労にしたってさ、それぞれの地区の就労状況を本当に調べてそうになっているのか、実際本当に雇用の問題についてそれぞれの地区の中で状況を十分踏まえて話しているのか、単なる統計上できたものかはっきりわからないね。

だから、就労対策について取り組んできてるけども、実際どういう形で取り組んできたかという、その辺はどうなる。

山村労働政策課長

私どもの方といたしましては、入口の採用のときにそういった差別がないようにということで、昨年から『公正採用選考』というガイドブックを作りまして、差別のない就職ができるような対応、それから各新聞で入口のところで差別されることのないような編集だとかPRだとか、そういったことをさせていただいております。

採用の統一応募用紙のそれはわかった。しかし、地区の雇用の促進のために具体的な手立てはどんなことをやっているのか。雇用（率）を上げていくために。

樋村雇用対策室長

先ほども説明しましたように、12年4月に地方分権一括法によりまして、これまで職業斡旋でありますとか職業相談でありますとか、県の職業安定課—ハローワークというラインで取り組んでまいりましたけれども、12年の4月から国の組織と県の組織に分かれまして、今日現在では福井労働局とハローワークが職業相談・職業斡旋を担当していることにしているところでございます。

要するに、ハローワークに任せてあるわけや。

樋村雇用対策室長

そうでございます。

もう、4番目の問題に入っていきます。雇用（対策）の人、格差あるということだけは認めてるんねな。教育委員会もそうやね。格差あるということやね。はい、わかりました。

4 地対財特法期限切れ後の国としての同和行政、人権行政を確立していくうえで、今日時点の部落差別の実態を全面的に明らかにしていく必要があるが、貴県行政の見解を明らかにされたい。

また、大阪府、鳥取県、徳島県、香川県等で昨年部落実態調査が実施されたが、この調査結果からも学んでいくことが必要であるが、この点に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

回答もろたんやけども、3行目「平成14年度以降は同和地区における施策ニーズに対しては、一般対策を講じていくことになっている。」他人事みたいな文章や、えらいええかげんやなと思うけども、まあ言葉尻とらえてもしゃあないけども。

先ほどの3番の就労と教育については格差があるから、これは法期限後もやっていくということについてはどうですか。

誰か答えてください。やるとかやらんとか答えてください、前へ進まへんから。

特別対策は来年で法が切れるんやて、そやけど、福井県は一般対策の中で同和対策をここでやりますいうことでしょ。ちゃいますか。違うんなら違ういうてください。そう我々は解釈してる。

和田福祉政策課長

総合的に答えさせていただきますけれども、14年度以降、一般対策を実施するということになりましたが、いわゆる一般対策でございますので地区限定ということではなくて、他の地域において実施するのと同様に地域の状況、それから事業の必要性そういったものをきちんと把握したうえで、あとは個々に判断をしていくことになるのではないかと考えております。

あのね、あんたその「把握した」いう言葉、ちょっと問題残すぞそれ、ちょっと、次いくから。「把握した」いう、そういう回答やな。

私言うのは、「施策のニーズに対しては、一般対策を講じていくことになる」(ということについて)、「一般対策の中で講じていく」のと違いますか。「一般対策の中で同和対策を講じていく」ということと違いますか。この辺どうです。

回答もろうたんやから、あんたんとこの考え方あると思う。

くどいようやけど、「一般対策の中で同和対策を講じていく」ということですか。どうですか、はっきりしてください。

和田福祉政策課長

ちょっと言葉足らずだったと思いますが、「一般対策を活用しながら推進をしていく」と、そういう方にとっていただいて構いません。結構だと思います。

ええ、なんやって。

課長、あんた頭のいいところでな、なかなか国からお見えになつとる人なんやけども、賢い人やけどもな、相手があつての相対的な中での話し合いですから、いいですか。あの、わからんや、今、おっしゃることが。

「一般対策の中で」行政の連携をしっかりとっていくんでしょ。そういうことで、いいんじゃないですか。

和田福祉政策課長

はい、はい。

そない言うてもろたらええんや。「一般対策の中で同和対策をやっていきます」という答えならええのや。ぐるっと回ってくるからやな、わたしらこんがらがってまうんや。

それでよろしんやな。確認しときますよ。

和田福祉政策課長

はい。

ただし、私は3番目と兼ね合いでみたのは、特に就労と教育については格差あるということの確認をさせてもらいました。だから、これだけではほかにもたくさんありますけれども、課題は残っておるけれども、とにかく3番目の考え方と整合性をもたすために、あえて申し上げたいけれども、いわゆる就労と教育については、このニーズの中にもきちっと入ってますねん。

和田福祉政策課長

そのような認識でよろしいかと思ます。

(15:30)

それで、次、実態調査や。これがなかなか、あんたんとこ、やらへん言うさかい困ってしまうんや。

で、誰かな、「把握に努めます」というたな。就労の関係でも「把握に努めます」というたね、あんたさっき。それで、把握に努めるけども、あんたらね、長い間ね特別措置法でやってきてね、我々の関係者と話し合いしたり、交渉したり、協議したり、いろんなことやってきたんでしょ。もうちょっと県行政、素直になってほしい。

一般対策の中で、福井県民に理解を得られるための同和対策をどうやるかということをおんたんとこ、ひとつも念頭にないねん、はっきり言えば。法切れたからやな、何で同和対策いらんねんと県民からいろんな意見が出てきたら困るから、あんたんとこ、そうっとしておごううとんねん。

それじゃ困るわけや、進まへん。

だから私たちは、例えば実態調査するときに福井県連に実態調査をやりたいんやと、例えば就労と教育についていえば、まだ格差があるんやと認めたんやから、この格差を是正するための法期限後の問題点については何がおまんねんいうて協議してくれたらええのや。あんたんとこ、手前勝手にやるからやな我々と話し合いでもかみあわんのや。

ちゃんとそれはやな、窓口は県連通して、この部分についてはまだ格差あると思うんやと。だから、このことについては県連協力しとくんはれというて、素直になつたらどないでんな。

どないですか、これから十分そういうことで、それで、意識調査はやったんやけども、実態調査は他府県や国の動向あるからできませんいうてんねんな。けども、できなかつたらできなかつたで、我々の関係者のいろんな面の、生活面とかいろんな面の、いわゆる個人施策的な面での、まだまだ福井県下における個々の項目についての格差があるんか無いんかなということ県連と十分に協議してくれたらええのや。ちゃいますか。

あんたんとこ、上段に構えてやな、実態調査やりまへんね、できまへんねて。何やというたら、懇話会通さないけませんねんとかいろんなことやってね、挙句の果てはやね、特別法が切れたのにやな福井県は何言うねんいわれたときに困るからいうことですよ。

そんな弱気ではあかんのやて。だから事前に福井県連ときちっと話し合いをして、この項については格差あると思いますねんと、実態把握したいんやから一つ協力してくださいと。教育なら教育の面で、きちっとやり合ったらどうです。

そういうことの県行政の考え方がみえないから、1番に戻る、基本計画の中にはっきり明確にしなさいよと私いうとるん。そういうことをどないですか、誰か、部長さん、あんたひとつ。

山元福祉環境部長

地对財特法は来年切れますけれども、我々としましてはこれまでも関係市町、関係者の皆様からのいろいろな事情聴取、地域の状況等をお聞きしながら事業を実現してまいりました。

今後も地对財特法が失効してもですね、今日みたいな懇談会を開いて、毎年地区の御意見をお伺いしながら、実現できるものは早期に実現していく、時間のかがるものはしばらく検討するというふうなことでいこうと思ってまして、これ、失効した時にもうさよならとは思ってませんのですけれども。そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

あのね、実態調査、これが一番同和行政の基本なんです。実態を知らずしてやね行政施策をやるということは、あまりにもなんと言うか、言うてきたらやるというのでは同和問題なり部落問題の解決の方針というものがないということになってしまう。

いくら我々が要求しても、それは十分まっとうしてるからそんなものはいけませんと、いうことぐらい言わないかん。言うてきたからやるというんならやね、全部我々が言うたことやってくれないかん。我々の意見を聞いて施策をやっていくというのなら、それならそれでいいんですけども、言うたことの中でやな、全部きくわけないんや。それはやっぱり、これらの点については福井県では□□してるからそんなものはやれないとか、はっきり言わないかん。財政的に無理やからやれんのだということではないんで。基本的にやっぱり施策する場合には実態がどうあるか

と、特に部落問題はそこなんだな。それが結局ずっとおざなりになってきてるわけよ。

今ここに教育面で格差があるとかそういう話もしたし、就労の中でもあると聞いているから、しかし、そのことを本当にどういう形で調べたかわからない。地区の子どもが、ほとんど一般の進学率に近づいている、これみるとなんかわずかな差ですけども、でその差の中身、進学の中身はどういうようになってるか。ほんとは行きたい学校に希望どおりに行ってるのかどうか、しかし、学部がないために仕方なしに先生が薦めるところに行ってるのか、そういうのがあるでしょうが。

だから、パーセンテージの上で、ほぼ一般に近いからもうそんなに問題はないという判断はおかしいのちがいますか。パーセントの上でも格差があるんだからな。特に、平成5年のときに調査した中で、大学の進学率もっと格差あったはずやけども。今聞くとそれはないような感じしたけども。そういうことで中身をもっと、きちっと把握していかないかと思う。

それと就職の場合もそうやね。部落の人がやね、どういう進路へ行ったんかと、いうことぐらい調べてみたらどう。どれだけ生活の安定につながる仕事に携わっているのか。どんな仕事も貴賤はないんですけども、やはり部落問題という日本の差別問題の中の重要な問題ですから、道義性があるんですから、地区の子どもがどういうふうな安定した進路にいつてるんか、きちっと調べていかないと実態調査にならない。

それから、個々の市町村のいろんな意見を聞いて、地区の実情を聞いてという、それはそれでいいかもしれん。しかし、もうちょっと科学的にしっかり、合理的にやな、客観的に調べる必要があるんやないかと思う。

だから、結婚の場合でもそうやねん。いったいどの程度の通婚率ができたんか。その中身の言うた言わんの問題もあるから、そういう中身の問題はどうなんかとか、もっと中身に入った実態把握をしなかったら部落問題わからない。

だから、金のあるときは言われてきたらやるけれども、金がなくなってきた、法律がなくなってきたからもうやりませんということにしかならん。それでは本当の部落問題の解決にならんのではないの。

だから実態調査を本当にやるんかやらんのか、もうちょっときちっと提示してほしい。

和田福祉政策課長

繰り返しになって恐縮ですが、我々先ほども申し上げてますのは、これまでも関係の市町村それから皆様方とも直接、話し合いをしながら地域の実情を、求めに応じた施策を進めてきたつもりで、もちろん手前勝手にやってきたわけではないと考えております。

ただ、先ほど就労、教育の話もございましたけども、平成5年の実態調査の中でパーセンテージをみた場合に格差があるということも事実ですし、その格差、差別の解消ということに時間がかかるということも事実だと思います。こういった問題について、一般施策になったからそれで終わりということではなくて、今後とも地域の実情に応じた形で施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

課長、とにかくそういう統計取るとか、要するに実態調査はやる気がないということやな。

あんたんとこ、4番の回答の中でな、国が実態調査を実施するように働きかけていると、そういう意識はあるんやろ。実態調査をしたらええという意識はもっておるんやろ。そんなら、国ができたかったら、君んとこやったらええん違うんか。

和田福祉政策課長

おっしゃるとおり回答書にも書いておりますけども、基本的に国の責任で調査をやっていただきたいという考えを県としてもってますし、それはまさに国において全国的規模で統一的な調査をやっていただくということによって比較もできると思いますし、全国的にそういう状況も把握をしていただけるのではないかとということで国の方に要望させていただいたわけですけども。

ま、その意味はわかる。けども、よその県で実態調査を既にやっているところも何県かある。やっぱりそこは主体的に県の責任としてやっているところがあるんですね。だから県も主体的に、あなたも主体的にやろうという気構えもなけりゃならんのではないのか。

さっきからの話を聞いててね、これは実態調査をやらんと、今まで特別対策という特別措置法の中でやってきたことが期限後、一般施策の中でやるんやということでしょう。ところがそのための課題というのが断片的にはあるけれども、具体的にどうしていったらいいのか、どうしていったら部落差別を本当になくすためにね本当に有効な手立てになるのか、あるいは差別意識とか一般地域の人々の意識がいろいろ差別意識がある中でですね、特別対策ある時代にはこういう制度あったけれども、なくなったらそれで終わりですよじゃなくて、何らかのいろんな工夫や手立てをそこに講じていくというときには理屈や説得力が要るわけでしょう。それをはっきり整理しようとするば、やっぱり実態調査はやって、そのための理屈づけ、根拠づけをせないかんというのは、これは行政の基本じゃないかなと思うんです。

で、これどこへ行っても国で総合的にやってもらうのが筋やということなんですけど、国はやる気が全然ないんですね。というて手をこまねいているわけにもいかないから、それぞれの都道府県でね具体的に調査をしながら課題を明らかにしながら、今までの特別対策という枠から一般施策の中で同和行政をどう具体的に実践していくのかということを整理するためにこの実態調査というのをやっていってるわけでしょう。

さっきから就労や教育の課題はどうなっているんやと、あるいは教育・啓発だけですかと、他の施策は何もないのかというようなことをしきりにいうてますけどもね。そういったことを断片的には答えてくれてますよ、こんなことがあるというのはね。しかし、それに対して具体的に本当に福井県としてこういう決意でやっていくというふうには我々受け止められませんから、決意や方針がちゃんとなっているとは思えませんから、だから実態調査をやってですね、もう一度そこらへんの方針をきちんと整理してください。こういうことやと思うんです。

大事なことは課長、これはまあ、あなたも国からみえた方なんやけれども、国の方へ要請をす

を参考にしてと、それをいつもいうてる。それは、良い方、進んでいる方を参考にするんならいいんだけど、逆に北陸の方のほとんどの取り組みしとらん県を参考にするのが多いですよ、あんたんとこは。全く下地がない、下地が。

だから、まわりのを参考にするんなら良い方を参考にしてくれや。同じ大きさの鳥取県をみてみなさいよ。福井県とかわらん人口やで。あそこらはすばらしいとこや。うちはようみたら、なんか静岡とか富山とか、あのへんとなんか合わせてるような話、全く同和対策やっておらんとこと一緒に合わしたらあかんぞ。もっと進んだ方を参考にせなんだら意味ないでしょ。

ま、鳥取も一つの参考にね。

部長さんの英断をいただいて大変ありがたいんですが、研究されるできれば期間を示していただけると、こちらの方も安心して、ま、今年度末には法律が切れるわけですから、実態調査の実施時期も含めて、研究にあんまり長いこと時間かけられると実現しませんので、いっぺん期間を切って検討していただくということで回答いただけるとありがたいんですが。

山元福祉環境部長

即答ができませんので、県連の委員長さんらと御相談させていただきたいと思います。

わしに言うてごまかしてもあかんて。これは中央本部（だけ）の要求やなしに、全国の解放同盟の要求やから、うちを含めての全体の要求なんやて。

() 対して?) 今言うことは、わかったいうてええんとちゃうんか。

山元福祉環境部長

これ、これまでも我々、先ほどからも言うてますように、県連の御意見も聞きながらやってきました。そういうことですから、これも同じで、県連と御相談をさせていただいて研究をさせてください。

ま、相談してくれたらええ。だけど相談して言うこと聞かなんだらあがんで。自分たちで考えたら何も相談のうちに入らん (少し語気を荒げて)。そんだけや。

() 対して) ま、そんなに言わんでも。わかった。

それはそうと局長、おまえは他人事のようにここに、がん首だけそろえて…。部長は汗かいて

もて…。「部長、その話しは、わしの方で引きうける」いうて、嶺南振興局の局長やさかいに、若狭の殿様はお前やぞ。

加藤嶺南振興局長

ま、こういう席で私も御意見を申し上げなければいけないのかなと思っています。局といたしましても本当に皆さんのために努力していきたいなという思いをもちながら庁内の中では取り組んでおりますのでこれからもよろしくお願いいたしたいと思います。

■
そんなことは当たり前のことなんやで、きょうは「わかった」いうて。若狭の殿さんはあんたや。

5 今日時点の部落差別の実態を踏まえ、「同和行政基本方針」並びにこれを受けた「同和行政推進プラン」を策定されたい。

また、人権に関する実態を把握し、同和行政を重要な柱と位置づけた「人権行政基本方針」並びにこれを受けた「人権行政推進プラン」を策定されたい。

回答の2行目、「…、今後も、この計画に基づき…」について、「この計画」とは国連10年の期限切れたらゼロになるんですかならんのですか、どうですかはっきりしてください。

「この計画に基づき」やろ、ちょっと早う言うて。どないするん。「計画に基づき」やろ。だから国連10年の行動計画終わったら、福井県としてはもうやめますわということですか。はっきり言うてくださいよ。

和田福祉政策課長

すいません言葉足らずで、「この計画」について、見直しをしていくわけでございますので、その見直しに合わせた形でその計画に基づいて推進していく形で考えております。

だからね、言うなればね、国連10年の行動計画や。これを基本にしながら、いろんな制度については福井県としてはやりますということもここでもうちょっと書いてくれたらよかったんやけど。さらっと「この計画に基づいて」というからね、10年で終わるかなと思ってそれで聞いてるだけやね。

ちゃうんですね。

和田福祉政策課長

10年で終わるとかそういうことではございません。

はい。ほな、これはお願いしときますけれども、この回答書のこの文書は、もうちょっと今あんな回答したような文書に訂正してください。これ、文書残るから。

先ほどから言ってるんですが、我々が求めてる「同和行政基本方針」、勝手に名前つけてるんですが、これ今までの特別措置のみに基づく同和行政の体系ではなくて、地対財特法後をにらんで一般施策をどう活用するのか、創造していくのか、工夫するのか、そういう一般施策を使ってどのように総合的に同和行政を推進していくのか、そういう基本指針を示してくださいということなんですよ。

ですから国連10年の行動計画ですか、これは新たに去年できました人権教育・啓発推進法に基づく基本計画ということで見直しをして読み換えていただいても大いに結構だと思いますが、それはあくまで教育・啓発の推進を目的とする行動計画ですから、それはそれで当然同和問題も

人権課題の大きな柱として位置づくものと思いますが、ただそれだけではなくてですね、差別ある限り同和行政は推進するとおっしゃっていただいていますから、その推進の術（すべ）はこうなんだということを示していただきたいという要求なんですよ。

これまで、部落問題を解決するための手段としては特別措置、ぶちあげた話がゲタハはかしてもらうて予算ようけもらうというやり方が主流でしたけども、これについてはもう止めようということで、来年の3月いっぱい、その地対財特法が終わるわけですけども、だからといって行政責任が無くわけじゃないというのは国も確認していますから、部落差別が無くなるまで、部落問題が解決するまで、我々の言い方でいうと部落解放が実現するまで府県地方行政、我々も協力させていただきますけれども、協力して解決をしていかなあかんわけですけども、その行政、福井県としての同和行政推進基本方針あるいは推進プランといったものを作っていただきたい、という要求なんです、お答えいただけますでしょうか。

和田福祉政策課長

先ず基本認識として、おっしゃるように繰り返して恐縮ですが、部落差別が現に存在する、そしてその解決に向けた取り組みを今後とも進めて行かなければならないというのが県のスタンスでございますし、その中で、これも繰り返して恐縮ですが、ハードの整備ということについていうとほぼ終了してきているのかと思いますけれども、ただ残された課題を解決してゆかなければならない、そうしたときに個々の施策それぞれに問題は必ず残っておりますので、そこについては地域の状況あるいは事業の必要性というものを見据えたうえで取り組んでまいりたい、判断してまいりたいと考えているところでございます。

だから個別対応じゃなくて、差別が残っている限りは総合的に推進して行くという姿勢があるのかないのか、先ずそれを確認したいんですけども、あなた方がおっしゃる部落差別がある限り同和行政を推進するという言葉は、個別に対応さしてもらいますよということなんですか、それとも行政責任として総合的に部落差別を捉えて意識面の問題だけでもないですよ、ハード面だけでもないですよ、意識とハードで部落問題全部を語られるかというのと違いますよね、事件も起きますよね、社会の体制の問題もありますよね、行政組織内の制度の話も出てきますよね。いろんなもんが相互にかみ合ってますよ。それが部落差別だけと特定できる課題もあれば、他の人権課題と重なっている場合もあるでしょうし、それはそれで行政の中でちゃんと整理をしていただいて、でも同和行政推進の基本指針はこれなんだというふうに示していただきたいというのが我々の要求なんです、県としてそういった総合的な対応はしないんだと、具体的に個々に残っているもんだけというお答えなのか、いや県の責任として部落問題の解決に責務を果たすんだという姿勢なのか、この違いをちょっとはっきりさしていただきたいんですけど。

和田福祉政策課長

繰り返しになりますけれども、部落差別の解決に向け、その部落差別といったときにももちろん意識の問題だけではないと思います、部落差別の解消に向けて、県として差別が現存する限り取り組んで行くわけでございますし、その際に地域の状況、事業の必要性というものを踏まえてき

ちんと判断していくということでございます。

なんべんでも同じような回答いただいて一つも前へ進んでないので、いらいらしてきて汗かきましたけども、要するにいわゆる制度的な組織的なものは福井県としては同和行政を進めて行くうえではやらないんだと、だけど個別に地域の実態に合うたことについては前向きでやるということかいな。どうや。そう受け止めてええの。

和田福祉政策課長

ちょっと組織的にというのがあれなんですけれども、ただ事業の必要性があるかないかというのは個々にある程度判断して行かないといけない部分、その地域においてその事業が本当に必要なかどうか状況をみて判断していかなければならない部分であると思いますので…

だから、だからね、途中で悪いけど、私たち言うてんのは、あんたんとこ、その回りくどいことでね地域の実態に応じて云々いうよりも、例えば先ほど前の部長さん答えたように実態調査については前向きで研究させてもらいますよとそれに尽ると思うけどもね、課長さんあんた言うてること、そうくどくど言わんと。一番手っ取り早いのは、私たちが問題提起しとる、地域の実態調査して教育とかいろんな格差、ね、進んでる分についてはこれはいりませんと我々言いますから、一般と同じレベルに達しているものについてはいらん言うがな。言えないですよあんたんとこは。行政の責任においてとデータとかそんなものが一つもないから言えない。だから実態調査やる必要があるんですよと問題提起しとんのやから、ちょっと勘違いせんようにしてください。

それでね、この実態調査については先ほど言ったように、それに尽きますので、研究課題を早急に県連と十分協議をして早急にやってください。実施する方向で一つお願いをしておきます。

6 これまで部落問題解決に取り組んできた、都府県、区市町村の動向をみたとき、これまでの同和行政なり同和教育の推進に関わった行政機構を人権行政や人権教育を推進していくための行政機構へと拡充し、その上で同和行政なり同和教育を推進して行くセクションを明確に位置づけているところが増加している。貴県行政としても、これまでの同和行政の取り組みを踏まえ、これを人権行政へと発展させ、その上で同和行政を引き続き推進していくための行政機構を整備する必要があるが、この点に関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

「同和対策室と生活企画課の密接な連携」と、これ（同和対策室と）生活企画課と2つあるんですね、組織的にそういうことですね。

ほな同和対策室は来年、法切れても同和対策室という形で存続さすねんね。はっきりいうてね。

山元福祉環境部長

法が切れましても、今の段階では私は同和対策室はそのままという考えでいます。だから先ほど言われたように、一般対策の中に同和対策が埋没してしまうことはないと思います。同和対策室という室がある限りは施策を実施しなければなりませんから、一般対策の中で埋没することはないというふうな認識しております。

だから、お願いするのは私の考えで悪いけども、「当面は、福井県としては同和対策室を定常組織として位置付け」ということの記事に訂正してくれませんか、あきませんか。

和田福祉政策課長

「定常組織として」ということですか。

そうそう。

山元福祉環境部長

今、二つあるというのは、部がまたがっているわけですね。生活企画課というのは県民生活部という部でございます。それで同和行政については福祉環境部の中の同和対策室ということで、ま極端に言うとも部長が2人いるということなんです。こういう人権問題に関する行政は、部長2人でやっているというようなことではございますが、今おっしゃっているように同和対策の部分については一つの部の中に一緒になるということはあるんですけども、残るといふふうな認識ではあります。

いや、だからそれはね来年の3月いっぱいまでの考え方でしょ、部長さん。ちゃうんかいな。

山元福祉環境部長

少なくとも来年の組織は私がしますんで、3月までという認識はありません。

あそう。だから、私も提案してるようにね、「福井県としては同和対策室を定常的な組織と位置付けて」ということは、ちょっと飛躍しますか、私の要求では。

山元福祉環境部長

信じてほしい部分があるんですけども。

何年いう日は切りにくいと思うから、当面…。これは、うちの考え方や思いますから、問題を解決するためには、やっぱり存続させていくという気持ちでおってもらわないかんわな。

山元福祉環境部長

それはそういう認識しております。

7 10府県で11、市町村段階では682の部落差別撤廃・人権条例、人権のまちづくり条例が制定され、同和行政や人権行政を推進していくための基本方針並びに推進プランが策定されてきている。これに対する貴県行政の見解を明らかにするとともに、速やかに貴県行政としても同様の条例を制定されたい。

また地方自治体の取り組みを支援するとともに、国レベルにおいても部落差別撤廃・人権確立、人権が尊重された日本社会を創造していくための法制度の整備が求められているが、これに関する貴県行政の見解を明らかにされたい。

条例制定について、「参考に内部で検討を行っている」とのことだが、その検討について、できたら中身についてどんな状況かということを説明していただけたらありがたい。

新町生活企画課長

条例の制定につきまして、先進地の調査をいたしております。これは、済ませました。これを踏まえまして今後、理念の条文の整理の仕方とか、市町村だとか県民の責務とかまで踏み込んだ条例があるやに聞いておりますので、そういったことがどういうふうな表現が要るのか、そういったことが盛り込まれるのかどうか、また、条例を作りますので、これの柱立てといえますか、こういったものはどんなものがあるかというふうなことを検討してまいりたいということでございます。

いろいろな資料を寄せて今、検討中や説明であったけども、少なくとも県として一定の検討して方向性でたら、どうですかこれ条例作るときに事前に同対室と福井県連と、実はこんな素案の素案ができたんやけどという話し合いはする気があるんですかいないんですか。

新町生活企画課長

条例につきましては、福井県の場合にパブリックコメント制度というものを同時にいたしますし、また関係団体とこういう組織を作りまして、そこで検討をお願いすることになります。

関連して1点だけ。国に対する救済制度の法律のあり方なんですけども、「答申の趣旨を踏まえた法律が早期に成立できるよう努めていただきたいと思います」ということですが、答申の趣旨どこをみるかというのもあるんですが、パブリックコメントは国も集めましたけども法律、制度にのっかったものでなかったの、ちゃんと反映されなかったということはあるんですが、地方の人権委員会をこの答申は認めてないですよ。国の人権独立機関として人権委員会作って統括していくというところで、解放同盟としてもそれについて異議を申し立てているんですが、各地域レベルでもそういった人権委員会、中央と連関をもった委員会ですけども、が必要やというふうにいるんですが、そういったところ、趣旨といってしまうとどこをみているんかわからないんで、個々具体的に県連を含めて答申については意見がありますので、そういうところを踏

まえて努力をしていっていただきたいということだけお伝えしておきます。

一つ教えてほしいんですけど、福井県人権センターというのができるということで、これはいわゆる国連10年の行動計画の具体化の1つやということですね。その中で、この3月からオープンということなんで、どれくらい実績があるのかちょっとわかんないんですけども、人権相談をここで受けてるということですよ。そのある程度具体的な中身は集約してあるでしょうか。今、 という内容あるいはここで言うている国の救済制度の鏡との関わりでね福井県ではこんな人権相談がやってるといことは国なんかには働きかけるうえでは非常に重要なデータになる部分になる部分じゃないかなと思う部分もありますし、あともう一つ気になるのは、全国人権擁護委員制度ということで、人権擁護委員さんの関係がありまして、それぞれの市町村で例えば人権相談を人権擁護委員さんがやったりというような関係もあるんですけど、それらとの整合性というかそこらあたり是非ちょっと教えてほしいなと思うんですけど。

新町生活企画課長

ただ今おっしゃいましたとおり3月1日にオープンいたしまして、これまで相談、教育・啓発、いろんな事業を展開してきたところです。今お尋ねの点は相談の件数等でございますので、それについて御回答いたします。

資料が古くて申し訳ございませんが、6月いっぱいまでの数字でお答えをさせていただきます。相談全体といたしましては、このセンターでは45件でございます。この相談につきましては、一般相談、また県内2カ所で移動相談というのも受けておりますし、弁護士さんをお願いいたします特別相談というのもございます。全て合わせて45件という数字が残っております。

内容的には、女性に関するものが今のところ一番多くなってきておりまして、障害者の問題、あと、子どもだとか高齢者だとか各般の相談が持ち込まれているという実績が残っているわけでございます。

それから、市町村でも個別に相談受付等をやっておりますけれども、ここらへんも連携をとりまして弁護士さんの方に相談を持ち上げていただくとか、そういったことでのお願い、活用方法につきましては、課長会議等を通じまして周知をしているところでございます。

司会進行)

まだ、たくさんお尋ねせんなんところもあると思うんですけども、時間がきましたので、この問題、また福井県独自の問題については、後ほどまたどういふうかいうことをこいういふうな話し合いをする機会があるかと思しますので、一応この話し合いはこれで終わらしていただいて、まとめとして ら今日のまとめをしていただきます。

(その前に)

それじゃ、もう時間もだいぶ過ぎてまいりました。総括的にまとめた話しは、また中央の方からみえております方に話しをしていただきますが。

要は福井県連の要求事項に対する文書回答が出ております。出ておりますけども、その中身の整理は、やはりきちんともう一回やろうということでもありますので、先ほど山元部長に御相談申し上げましたら、9月の11日午後1時からということで、県庁の会議室で設定をしていただいて、そういうことで同盟の代表者がまいります。

ですから今日、本部の統一的な中で福井県としてこうあるべきだという交渉のお話し合いをさせていただきましたが、ですけれども今度は県連の単独の要求の説明ですから、誠実に誠意を持ってお話をしていただきたい。まだ、ちょっと期日がありますから、十分に関係の部長並びに次長、課長とは、管理職の中心なお取り組みになる方々ですので、ひとつ整理を十分にしておいていただいて、時間も短い時間でお互いに話し合いが良い結実をもたらすよう、お願いを申し上げます。私からは以上です。

まとめ (中央本部から)

長時間ありがとうございました。

まとめということで、とにかく基本計画で少し時間取らして議論させていただきました。あとの窓口の問題、実態調査の問題等々については、いわゆるまた就労、教育の面での格差あるということの確認をさせていただきました。全ては基本計画の中にどう福井県として位置付けするかということになるかと思えます。だから基本計画書作るにはそんな細かいことまで書きませんが、実は基本計画作っていただくならば早急に作っていただいて、例えば要綱とか条例とかいうことのそういうような部分で、きちんと同和問題の一日も早い解決のための、いわゆる組織的な制度の確立をお願いしたい。そうなるかと思えますけどもね。

非常に厳しいお互いの行政の内部事情も全国的にありますけども、ひとつやはり部落差別ということについては私たちは確固たる人権問題の主たる問題であると捉えておりますので、この辺のどこ十分検討していただいて、あと県連独自の交渉もありますけども、私たちが7項目にわたって要求出して回答いただきまして、中身の問題等々についても若干我々も発言をしましたけども、この問題についても整理することはきちっと整理していただいて、県連に文書回答なりをしていただきたいということを特にお願いをしておきます。全部が全部回答したから、これ以上必要ないということやなくして、中の問題について意識を改めていただくならば、もう少し回答書の中に同和問題の解決に1歩でも2歩でも近づけるような濃い回答書にさせていただくのが非常にありがたいということを考えております。

よろしく願いを申し上げるとともに、今日は県レベルの交渉でございますけども、福井県下の市町についても、実は進めば進むほど、取り組みれば取り組みほどその中身については十分、やはり情報化社会でございますので行政レベルでの周知徹底を図り、県の姿勢を一日も早く明らかにさせていただくことを特にお願いを申し上げて、まとめにはなりませんけども、中央本部として

の総括をさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

同盟側閉会あいさつ

長時間にわたって真剣な話し合いをさせていただきました。しかし、なかなかかみ合わん点もありますので、これからしっかり取り組んでいただきたいと思います。

特にやはり同和行政の基本方針、そして実施プランをできるだけ早く作ってもら、それからもう一つは実態調査をね是非ともやっていただきたいと思います、そうでないと本当の同和行政もできないし人権行政もできないと思います。その点で是非、今度11日の話し合いの中でも回答をしていただきたいと思いますというふうに思っています。

今日は台風(11号)の中、部長をはじめ出席いただきましてありがとうございました。なお中央本部から各県連から応援の方、たいへん忙しい中ありがとうございました。また支部の皆さん今日は朝からたくさんの出席をいただきまして、こころから敬意を表するところでございます。

簡単ですけども、閉会のあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。

県側あいさつ (山元福祉環境部長)

本当に長時間にわたりまして熱心に意見交換をしていただきまして、誠にありがとうございました。本日いただきました御意見につきましては、私ども真摯に受けとめまして、差別のない社会が実現しますように、なお一層努力をしてまいりたいというふうに考えております。

皆様方のさらなる御協力をお願いをいたしまして、はなはだ簡単ですが閉会の御挨拶に代えさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

(終了 16:00)

部落解放同盟との懇談会出席者名簿（県関係者）

（平成13年8月21日）

所	属	職	氏名
県民生活部		次長	寺坂智昭
	生活企画課	課長 企画主査	新町浩治 宮塚和彦
福祉環境部		部長	山元和也
	福祉政策課	課長 同和対策室長 総括主任 企画主査	和田康紀 荒川正吉 濱岸明一 長瀬正
	高齢福祉課	課長 主任	桂屋修 辻本治 本治男
商工労働部	労働政策課	課長 雇用対策室長	山村輝子 樋村登
農林水産部		次長	藤原十三夫
	農林水産政策課	参事	岩本昭夫
土木部		技監	藤田英樹
嶺南振興局		局長 次長 技監 企画振興部長 農業普及部長 林業水産部長 農村整備部長 総務企画課長 振興課長	加藤正熙 本田紀夫 石田和弘 堂田栄治 松宮仁一郎 橋本義弘 藤本孝夫 吉田豊 大下善己
	若狭健康福祉センター	所長	中島正昭
	小浜土木事務所	所長 次長 次長	属増勤 寺下幸 川端玉 川端武 信志
教育庁		次長	旭信昭
	生涯学習課	課長 参事 主任	高島建夫 牧田光治 濱田隆有
	学校教育振興課	課長	藤原邦有
	高校教育課	課長 主任 指導主事	赤澤孝 荒川義 近江昌 江平
	義務教育課	課長 企画主査	小林宗一郎 田邊重正
	嶺南教育事務所	所長 指導主事	辻渡義次 邊賢一